

(1)ゼロカーボンシティに向けた取組状況について
(1)-1_地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定
に関する環境配慮基準について

2024年12月11日



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SETANA

1. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について

📌 本日皆様にご確認頂きたい事項

せたな町の促進区域設定と、北海道が策定した環境配慮基準の関係について

📌 前回6月の協議会にて、せたな町にて策定した実行計画（区域施策編）における「陸上風力発電・太陽光発電の促進区域の考え方」と、北海道にて策定した「設定に関する環境配慮基準（素案）」の考え方に大きく異なる部分があり、意見募集（パブリックコメント）の機会に、せたな町として北海道庁へ意見を提出したことをご報告しました。

《意見の内容》

- ・せたな町では、R3～4年度に実施した、**再生可能エネルギー推進協議会にて策定したゾーニングマップの「エリア」と「環境配慮事項」**をふまえて、**促進区域を設定**。
- ・道の環境配慮基準（素案）で示された「促進区域に含めることが適切でない区域」には、町として促進区域に含めている区域（保安林及び地域森林計画民有林、他）が該当
- ・町の陸上風力の**促進区域の8割が減少してしまい目標達成が困難になる**ことから、道の区域設定の基準を「適切でない」から「考慮すべき」区域への見直しを求めた。

📌 その後、北海道庁での検討が進められ、素案時の北海道環境審議会からの答申を尊重しつつ、パブリックコメント時の**市町村などの意見**を踏まえ、**法の趣旨に沿って地域脱炭素化促進事業制度の活用が進められるよう国に確認しながら一部措置を追記**し、道基準を策定・公表。

📌 **結果：せたな町の地域実情をふまえた「促進区域」が尊重されることとなりました。**

2. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（環境省の制度に関する紹介）

地域共生型再エネの導入について～地域脱炭素化促進事業制度について～

「地域脱炭素化促進事業」制度の創設（令和4年度～）



- 地方自治体における地域の脱炭素化のためには、地域資源である再エネの活用が必要。その際、地域経済の活性化や災害に強い地域づくりなど、地域に裨益する再エネ事業とすることが重要。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う地域トラブルも見られるなど、地域における合意形成や環境配慮が課題。
- 令和4年度より、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネを活用した「地域脱炭素化促進事業」を推進する仕組みを創設。

地域共生型再エネ（例）

- ・ 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- ・ 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- ・ 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- ・ 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- ・ 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



傾斜地の崩壊が発生したため、
法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

出典：いずれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

2. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（環境省の制度に関する紹介）

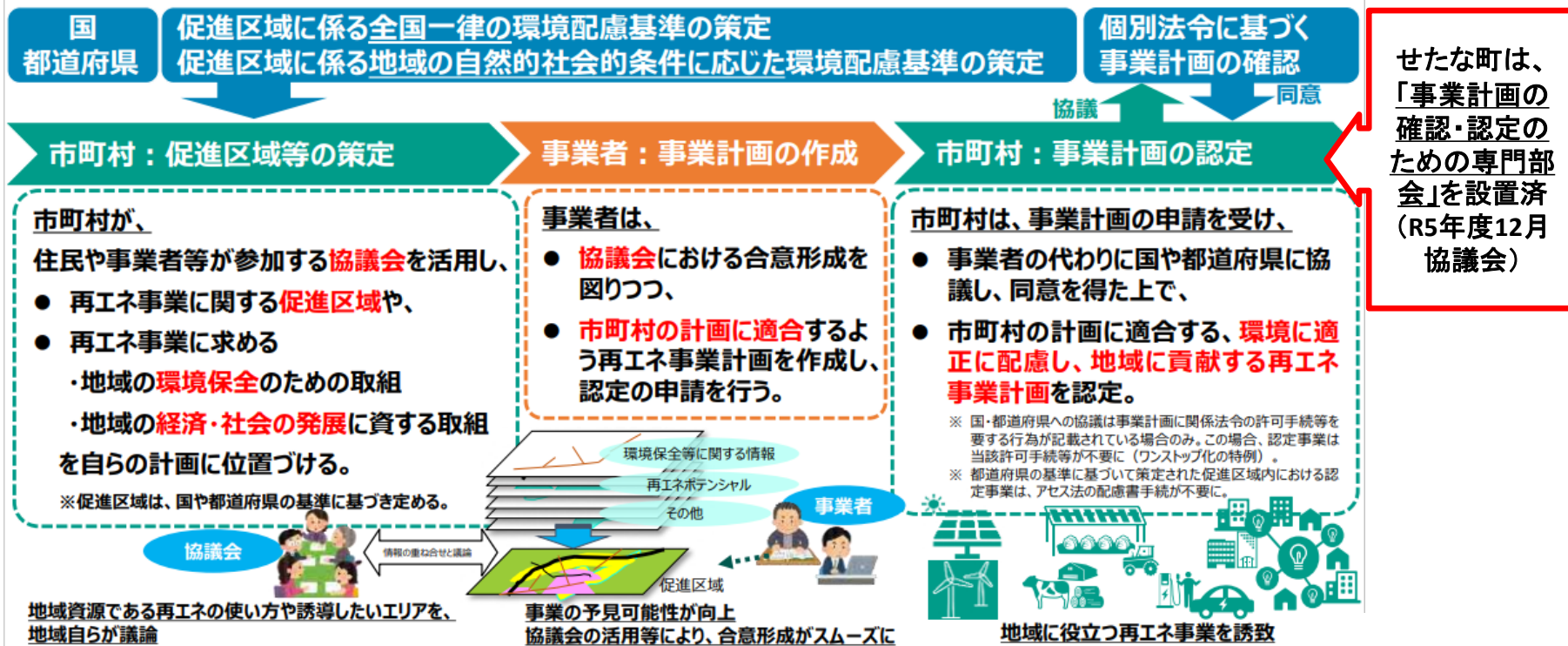
地域共生型再エネの導入について～地域脱炭素化促進事業制度について～

地域脱炭素化促進事業制度の全体像



- 市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



2. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（環境省の制度に関する紹介）

地域共生型再エネの導入について～地域脱炭素化促進事業制度について～

ゾーニング手法を活用した促進区域の設定事例（せたな町様）



- せたな町では、無秩序な開発を抑制することを目的として、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確化するために、ゾーニングマップを作成しました。また、せたな町地域エネルギービジョンにおける導入目標を見据えながら、ゾーニング結果を促進区域に反映しました。
- 協議会や地元説明会を通じて、地域の環境の保全のための取組や、事業者へ期待する地域貢献策等を整理し、地域との合意形成を図りました。



出典：せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニング（令和5年2月）
 せたな町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（令和5年11月）

2. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（環境省の制度に関する紹介）

地域共生型再エネの導入について～地域脱炭素化促進事業制度について～

促進区域の中で取り組む「地域脱炭素化促進事業」



- 事業者が作成した再エネ導入事業の計画が、**市町村策定の実行計画に適合しているなどの要件**に該当する場合、**地域脱炭素化促進事業として市町村が認定**。事業は、以下**4要素（取組）**を含む必要がある。

地域脱炭素化促進事業の構成

A

地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する
地域の脱炭素化のための施設の整備

再エネ発電設備

太陽光 風力
中小水力 地熱
バイオマス

再エネ熱供給設備

地熱 太陽熱
大気中の熱その他の自然界に存する熱
バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。

※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に附帯する設備又は施設を含む。

B

地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの
地域供給

EV充電施設の整備

環境教育
プログラムの提供

※上記は取組の一例

C

地域の環境の保全 のための取組

【取組例】

- 希少な動植物の生息・生育環境保全のための取組
- 景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
- 騒音による住居等への影響に配慮した取組

D

地域の経済及び社会の 持続的発展に資する取組

【取組例】

- 地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- 収益等を活用した高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組

2. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（環境省の制度に関する紹介）

地域共生型再エネの導入について～地域脱炭素化促進事業制度について～

「地域脱炭素化促進事業」制度の活用による利点・効果



事業者向け

固定資産税の一部減免

- 一定規模以上の設備について3年間軽減。
※令和7年度



農山漁村再エネ法の特例

手続ワンストップ化

- 複数機関への個別調整が市町村による一括手続に代替され、簡略化。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法

環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる迅速化・省力化。

事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の見える化。



地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、農山漁村再エネ法に基づく各種特例の適用が可能。

酪肉振興法

集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法

海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場整備法

漁港区域内での工作物の建設等

など

地方公共団体向け

地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者との合意の一括形成が可能。
トラブルの未然防止に。



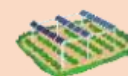
地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、環境破壊を回避。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、環境共生型事業を実現。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体としてアピールすることが可能。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能。



2. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（環境省の制度に関する紹介）

➡ 地域共生型再エネの導入について～地域脱炭素化促進事業制度について～

「地域脱炭素化促進事業」制度の今後の展望



- 制度活用状況等を踏まえ今後も改善予定。
（地域や事業者に対するインセンティブや、国からの支援の増強にも考案中）



地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会とりまとめ（案）（令和6年11月14日）抜粋

3. 地域脱炭素を加速するための政策の方向性と具体的な取組

（3）分野横断的な課題への対応

④地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進 （施策の方向性と具体の取組）

- 地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度について、**地域や事業者に対する更なる効果的なインセンティブの付与を検討するなど、促進区域内で実施される再エネ事業を拡大するための仕組みを検討する。**その際、再エネの収益の一部を用いて地域に基金を造成し、地域の産業支援や課題解決に活用する等の事例も参考とする。
- **国から地方公共団体に対し、環境影響やゾーニング手法等に関する情報提供を行うこと**等により、2024年の地球温暖化対策推進法改正も踏まえつつ、促進区域の案件形成のための積極支援を行う。
- 環境影響評価制度に関し、中央環境審議会において陸上風力発電事業の事業特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価の在り方についての議論が進められており、当該議論を踏まえ、必要な措置を講じる。
- 上記のインセンティブ付与等を検討した上で、地域の状況も踏まえ、再エネの最大限の導入を図りつつ地域共生の観点から、**再エネの新規立地を促進区域内に誘導するための制度的対応についても検討**する。

町として、国の委員会や説明会へ出席し、
・町の再エネ導入推進に関する取り組み
・制度運用上の課題認識および要望など
に関する情報提供を継続的に実施

3. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道による対応）

北海道による公表までの経過について

道の環境配慮基準策定にあたっての基本的な考え・経過



- 北海道環境審議会からの答申を尊重しつつ、パブリックコメントでいただいた市町村などの意見を踏まえ、法の趣旨に沿って地域脱炭素化促進事業制度の活用が進められるよう国に確認しながら一部措置を追記し、道基準を策定。

年月日	内容
R3.10.15	北海道環境審議会 諮問
	↓
	北海道環境審議会及び関係部会(計19回)
	↓
R5.2.24	促進区域設定に関する意向調査(市町村)
" .12.22	北海道環境審議会 答申 北海道環境審議会答申に関する意見照会(市町村)
R6. 2.21~3.22	パブリックコメント募集
" . 3.15~18	道基準素案についての説明会(市町村)
" . 5.29~31	道基準案についての説明会(市町村)
" . 9.12	パブリックコメント回答[意見総数:165件]
" .11.11	「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」策定

前回協議会

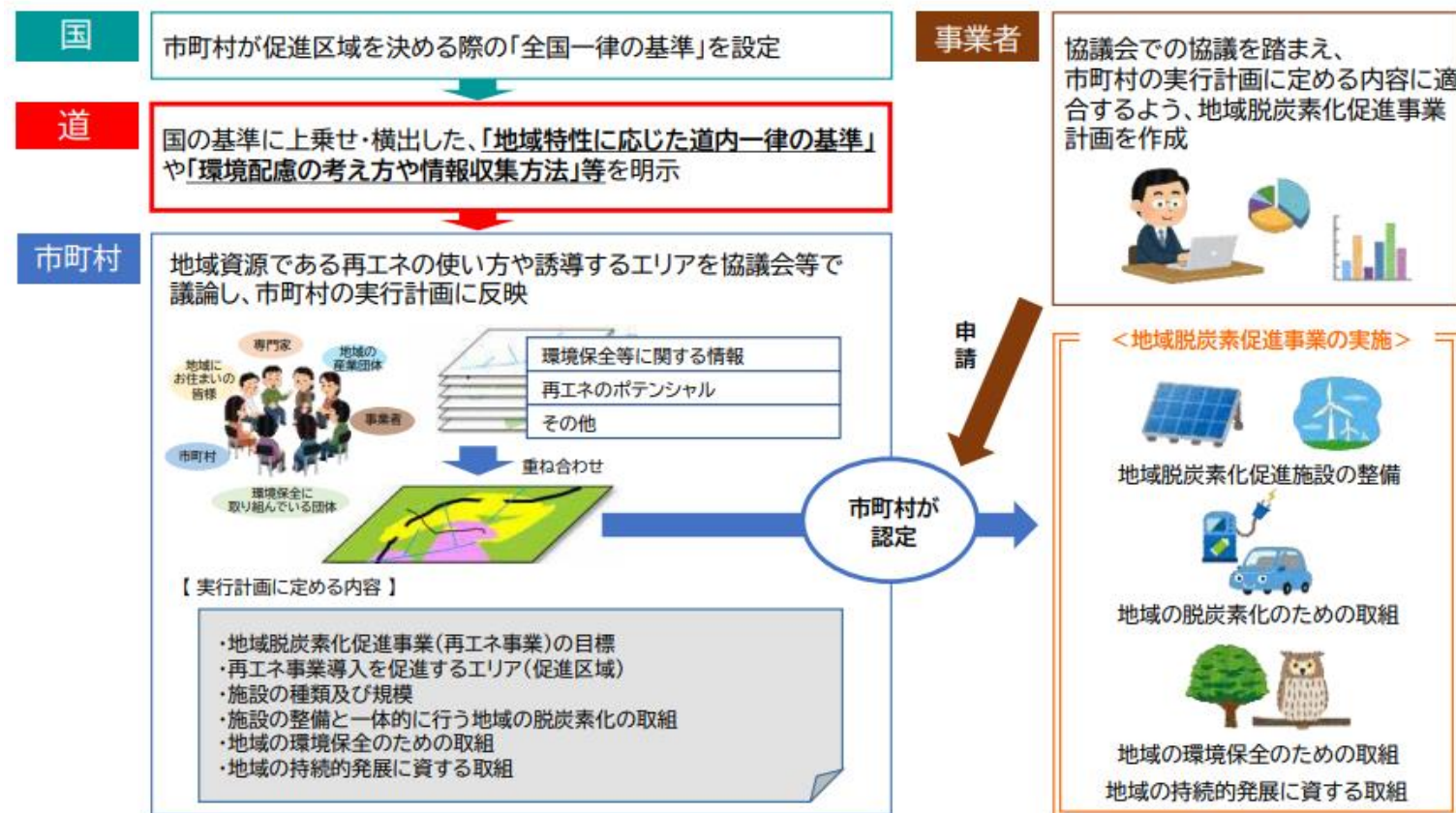
3. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道の基準の考え方）

北海道の位置づけについて

地域脱炭素化促進事業制度



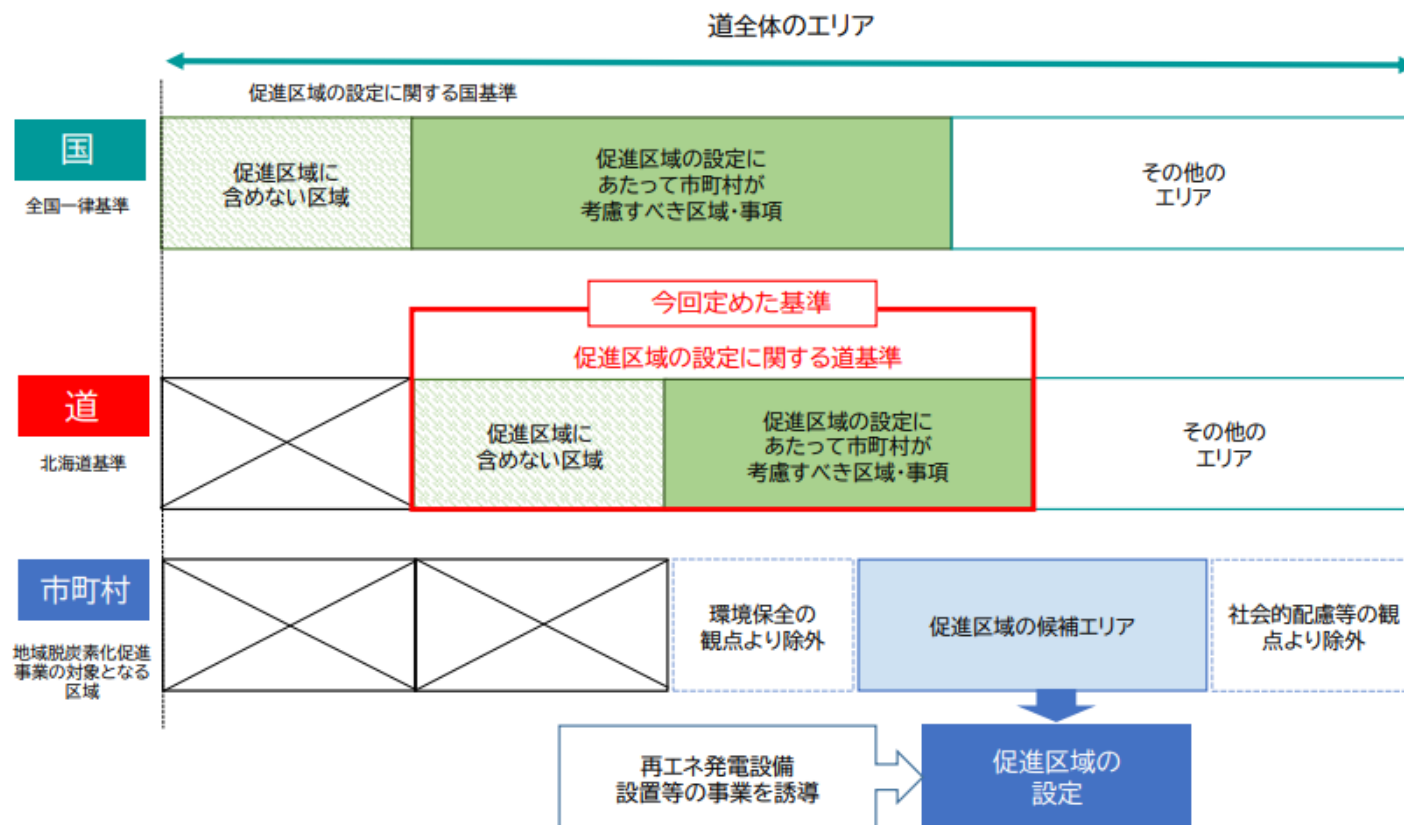
- 地域の合成形成を経て、地域共生型・裨益型の優良な再エネ事業等を呼び込むことを目的とする。



3. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道の基準の考え方）

北海道の位置づけについて

今回定めた道基準



※市町村は、国、道の基準に加えて、環境保全、社会的配慮等の観点を踏まえて促進区域を設定

4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道の基準の考え方）

北海道の策定した環境配慮基準の内容について

趣旨、対象とする施設



1 基準策定の趣旨（抜粋）

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正（R4年4月施行）に伴い、道では、地域の実情に応じて環境の保全に適正に配慮し、地域の再生可能エネルギーの導入を促すとともに、市町村が適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとして、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら促進区域を設定し、地域に貢献する地域脱炭素化促進事業が推進されるよう、促進区域の設定に関する北海道の環境配慮の基準（以下「基準」という。）を定めることとしました。

注） この基準は、市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではありません。

2 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

- (1) 再生可能エネルギー発電施設
 - ・ 太陽光発電施設
 - ・ 風力発電施設（洋上に設置するものを除く）
 - ・ 中小水力発電施設（出力が30,000kW未満のものに限る）
 - ・ 地熱発電施設（探査に係る調査のための掘削設備を含む）
 - ・ バイオマス発電施設
- (2) 再生可能エネルギー熱供給施設
 - ・ 太陽熱供給施設
 - ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱）
 - ・ 地熱供給施設
 - ・ バイオマス熱供給施設



4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道の基準の考え方）

北海道の策定した環境配慮基準の内容について

対象としない施設、基本的な考え方



3 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等

- ・ 太陽光発電施設のうち、最大発電量が10kW未満で、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・ 太陽熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの

4 基本的な考え方

北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため、次の考え方を基本に基準を策定した。

- 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全
- 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全
- 北海道の基幹産業である第一次産業、観光産業などが有する重要機能を支える環境の保全

4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道の基準の考え方）

北海道の策定した環境配慮基準の内容について

太陽光発電施設／除外区域



5 基準の概要（地域脱炭素化促進施設の種類に応じて設定）

- (1) 太陽光発電施設の場合
促進区域に含めることが適切でないと認められる区域※1



区域名		
砂防指定地	地すべり防止区域	ぼた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害（特別）警戒区域	災害危険区域
保安林※2	保安林予定森林※2	地域森林計画対象森林※2
河川区域	国指定鳥獣保護区（離島は特別保護地区のみ）	道指定鳥獣保護区（離島は特別保護地区のみ）
生息地等保護区（法）	生息地等保護区（条例）	保護林
IBA（Important Bird and Biodiversity Areas）（市街地※3を除く）※2（適用は離島のみ）	植生自然度 10 の区域※2	道自然環境保全地域
学術自然保護地区	ラムサール条約湿地	世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度 8,9,10 の地域※2	北海道立自然公園の特別地域
北海道立自然公園の普通地域で植生自然度 8,9,10 の地域※2	自然景観保護地区	環境緑地保護地区
要措置区域	世界文化遺産	国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）	北海道指定有形文化財	北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められているものに限る）
市街化調整区域※4	農用地区域内農地※5	甲種農地※5
海岸保全区域※2		

4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道の基準の考え方）

北海道の策定した環境配慮基準の内容について

太陽光発電施設／除外区域（特例措置）



- ※ 1 本基準の策定時において、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、地域の実情により、法第21条第5項第2号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。
- ※ 2 市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。
- ※ 3 市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。
- ※ 4 市町村が条例その他規定等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。
- ※ 5 営農型太陽光発電施設を除く。



4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道の基準の考え方）

北海道の策定した環境配慮基準の内容について

留意事項 ※2 関連①

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

留意事項「経過措置」関連(P3,4)

(再エネ導入推進の) 条例その他規程等	
<再エネ発電・熱供給施設>	
・太陽光発電施設	・風力発電施設
・小水力発電施設	・熱発電施設
・バイオマス発電施設	・太陽熱供給施設
・大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設	
・熱供給施設	・バイオマス熱供給施設
<推進区域>	
・保安林	・保安林予定森林
・地域森林計画対象森林	・植生自然度10の区域
・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8.9.10の地域	
・道立自然公園の普通地域で植生自然度8.9.10の地域	
・海岸保全区域	
<手続>	
・設置許認可	
・届出	
・報告聴取 等	

(例)表1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(P5)

環境配慮事項	区域名
土地の安定性への影響	砂防指定地
	地すべり防止区域
	ぼた山崩壊防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	土砂災害(特別)警戒区域
	災害危険区域
	保安林※2 ⇒ 合意形成が行われた区域を除く
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	保安林予定森林※2 //
	地域森林計画対象森林※2 //
	河川区域
	国指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)
	道指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)
	生息地等保護区
	保護林
植物の重要な種及び重要な群落への影響	Important Bird and Biodiversity Areas (以下「IBA」)(市街地※2を除く)※2(道庁は離島のみ) //
	生息地等保護区
	保護林
	植生自然度10の区域※2 //

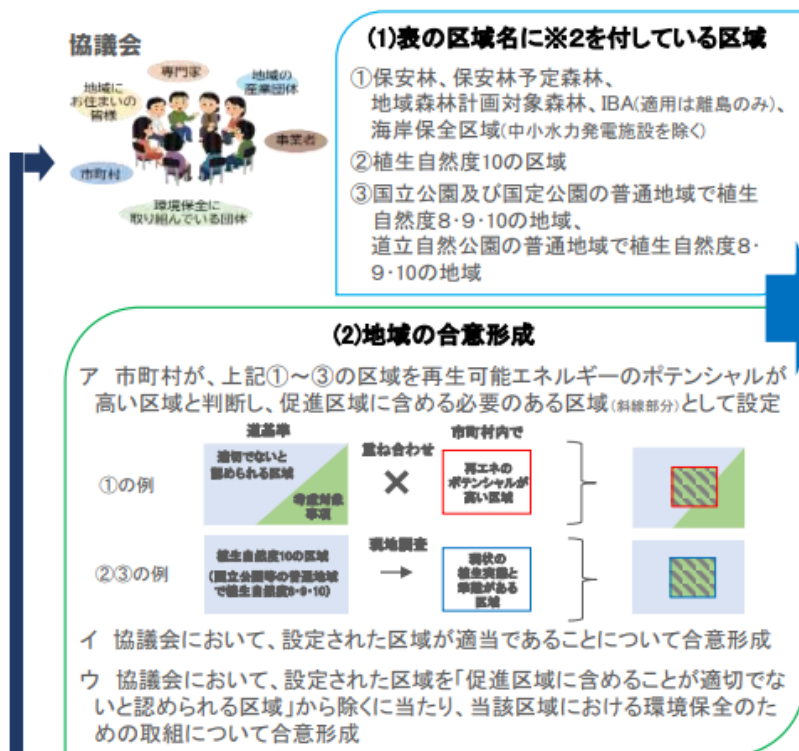
4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道の基準の考え方）

北海道の策定した環境配慮基準の内容について

留意事項 ※ 2 関連②



※ 2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。



留意事項「経過措置」関連(P3,4)

(例)表1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(P5)

環境配慮事項	区域名
土地の安定性への影響	砂防指定地
	地すべり防止区域
	ぼた山崩壊防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	土砂災害(特別)警戒区域
	災害危険区域
	保安林※2 ⇒ 合意形成が行われた区域を除く
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	保安林予定森林※2 //
	地域森林計画対象森林※2 //
	河川区域
	国指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)
	道指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)
	生息地等保護区
	保護林
植物の重要な種及び重要な群落への影響	Important Bird and Biodiversity Areas (以下「IBA」)(市街地※3を除く)※2(適用は離島のみ) //
	生息地等保護区
	保護林
	植生自然度10の区域※2 //

協議会を開催する際には、道は、協議会に参画し、検討の状況を確認させていただきますので、道に事前に連絡願います。

4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道の基準の考え方）

北海道の策定した環境配慮基準の内容について

留意事項 ※4 又は ※3 関連①



※4 又は ※3 * 市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

※4	1.太陽光発電施設、2.風力発電施設
※3	3.小水力発電施設、4.熱発電施設、5.バイオマス発電施設、6.太陽熱供給施設、7.大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設、8.熱供給施設、9.バイオマス熱供給施設

留意事項「経過措置」関連(P4)

(希少野生動植物の生息地及び生育地の保全
その他の自然環境の保全の)

条例その他規程等

<再エネ発電・熱供給施設>

- ・太陽光発電施設
- ・風力発電施設
- ・小水力発電施設
- ・熱発電施設
- ・バイオマス発電施設
- ・太陽熱供給施設
- ・大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設
- ・バイオマス熱供給施設

<保全区域>

- ・市街化調整区域

<手続>

- ・設置許認可
- ・届出
- ・報告聴取 等

(例)表1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(P6)

環境配慮事項	区域名
地域を特徴づける 生態系への影響	道自然環境保全地域
	学術自然保護地区
	ラムサール条約湿地
	世界自然遺産

その他北海道が 必要と判断する もの	要措置区域
	世界文化遺産
	国指定重要文化財
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限り)
	北海道指定有形文化財
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限り)
	市街化調整区域※4
	農用地区域内農地※5
	甲種農地※5
	海岸保全区域※2

再エネ施設の設置に係る
手続等が定められている区域
に限る

4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（北海道の基準の考え方）

北海道の策定した環境配慮基準の内容について

留意事項 ※4 又は※3 関連②



※4 又は※3 * 市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は**地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。**

※4	1.太陽光発電施設、2.風力発電施設
※3	3.小水力発電施設、4.熱発電施設、5.バイオマス発電施設、6.太陽熱供給施設、7.大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設、8.熱供給施設、9.バイオマス熱供給施設

留意事項「経過措置」関連(P4)



(例)表1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(P6)

環境配慮事項	区域名
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域
	学術自然保護地区
	ラムサール条約湿地
	世界自然遺産

その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域
	世界文化遺産
	国指定重要文化財
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限り)
	北海道指定有形文化財
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限り)
	市街化調整区域※4 ← 地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る
	農用地区域内農地※5
	甲種農地※5
	海岸保全区域※2

5. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（素案に対する町の意見と道の考え方について）

道の「環境配慮基準（素案）」に対するせたな町意見と、道の考え方（意見への回答）は以下の通りです。

（１）保安林と、地域森林計画対象森林

➡ 提出意見

太陽光以外の再エネ発電施設に関する基準においては保安林及び地域森林計画対象森林について、**促進区域から除外せずに考慮対象事項とすべきと考える**。なお、太陽光発電施設については、風力発電施設に比べて発電量は小さいが利用面積が大きくなるので、素案どおりで良いと考えている。

➡ 理 由

保安林は森林法で既に強く規制されており、同法に基づく保安林の指定の解除の規定があり、地域森林計画対象森林についても、森林法において開発行為の許可申請等にて定めていることから、当該箇所で陸上風力発電施設の脱炭素化促進事業を進めることができるのか否かは、森林法に基づく手続の中で判断されるべきと考えられる。なお、せたな町では昨年の11月に施行したせたな町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）で設定している地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定しているが、保安林と地域森林計画対象森林を一律で除外区域と設定された場合、せたな町で設定した陸上風力発電事業に係る促進区域の約8割が減少し、せたな町の地域脱炭素化促進事業の目標達成が困難になる。

また、北海道全体で考えた場合では、この項目を一律で除外した場合約7割の面積が除外区域となるため、国や道の再エネ導入の政策に大きな影響があると考えられる。特に陸上風力発電事業は基本的には住宅等から離れた場所でないとい実施できず、実質北海道では促進区域で行う陸上風力発電の促進事業は実施できないと考えられ、地域の経済活性化等の地方創生にはつながらない従前の再エネ事業が実施されることとなる。

それに加え、除外区域と公表された場合、地域住民からは当該区域での再エネ開発に反対のイメージを持ち、従前の再エネ事業の妨げにもつながると考えられ、北海道全体で大きな影響がある項目については、一律で除外区域とするのではなく、考慮対象事項とし、特に環境保全が必要な区域については各種規制等で管理し、適切な場所で地域課題解決に資する再エネ事業を進められるようにするべきだ。

なお、太陽光発電事業については、比較的住宅等に近いエリアでも実施できるほか、陸上風力発電事業に比べて必要面積が大きいが発電量が小さいものであるため、素案どおり除外区域に設定しても問題ないと考えている。

5. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（素案に対する町の意見と道の考え方について）

道の「環境配慮基準（素案）」に対するせたな町意見と、道の考え方（意見への回答）は以下の通りです。

（１）保安林と、地域森林計画対象森林

意見に対する道の考え方

意見を受けて案を修正して頂けた

促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。また、地域住民に誤解をあたえないよう、市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。

5. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（素案に対する町の意見と道の考え方について）

道の「環境配慮基準（素案）」に対するせたな町意見と、道の考え方（意見への回答）は以下の通りです。

（２）植生自然度10 の区域

➡ 提出意見

促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。

➡ 理 由

植生自然度は、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されるもので自然度が高いほど重要であることは認識するが、整備時期によっては指定範囲と実態の乖離が生じる事例があるとも認識している。そのため、促進事業の実施の可否は、促進区域から一律で除外するのではなく、該当する可能性のある範囲での事業計画については、事業者が事業計画の中で直近の空中写真などを用いて実態を調査整理し、地域の住民等が参加する協議会等で事業者と協議し判断を行うべきと考える。

➡ 意見に対する道の考え方

意見を受けて案を修正して頂けた

促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、**植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。**

5. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（素案に対する町の意見と道の考え方について）

道の「環境配慮基準（素案）」に対するせたな町意見と、道の考え方（意見への回答）は以下の通りです。

（３）国立公園及び国定公園の普通地域及びで植生自然度8・9・10の地域

提出意見

促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。

理 由

国立公園の普通地域については、すでに国立公園普通地域内における措置命令等における処分基準により、風力発電施設や太陽光発電施設の新築等についての基準が定めており、当該区域で地域脱炭素化促進事業が実施できるかについては、当該基準により判断するべきと考える。

また、前項で記載したとおり、植生自然度については、指定範囲と実態との乖離が生じている可能性があるため、実態調査を行い個々で判断するべきと考える。

意見に対する道の考え方

意見を受けて案を修正して頂けた

促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、**植生自然度は、現状の植生と環境省自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）の結果が異なる可能性も考えられることから、地域で詳細な現地調査による植生把握を行った上で、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、植生実態と植生自然度調査との乖離が生じていることについての合意形成が行われた区域を除くことができることとします。**

5. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（素案に対する町の意見と道の考え方について）

道の「環境配慮基準（素案）」に対するせたな町意見と、道の考え方（意見への回答）は以下の通りです。

（４）農用地区域内農地

➡ 提出意見

促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。

➡ 理 由

農用地区域内農地については、再生可能エネルギー施設等で活用する際は、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により許可申請の制度が既に設定されているため、促進区域から除外するのではなく、転用許可等の手続の中で規制等が行われるべきと考える。また、当町では町の協議会内の意見を反映し農用地を太陽光発電の促進区域とはしていないが、農林水産省では、営農型太陽光発電の取り組みを推進し、農業者の経営改善や荒廃農地の有効活用により脱炭素に取り組んでいるため、農用地区域内農地を促進区域から除外するのではなく、市町村で判断できるように設定するべきだと考える。

➡ 意見に対する道の考え方

意見を受けて案を修正して頂けた

促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、**農用地区域内農地及び甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められていますが、営農型太陽光発電については、農地法施行規則及びガイドラインにより農地での取扱い（一時転用）が定められていることから、営農型太陽光発電施設を除く旨を追記します。**

5. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（素案に対する町の意見と道の考え方について）

道の「環境配慮基準（素案）」に対するせたな町意見と、道の考え方（意見への回答）は以下の通りです。

（５）甲種農地

➡ 提出意見

促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。

➡ 理 由

甲種農地については、せたな町内に該当があるわけではないが、農用地区域内農地と同様に、再生可能エネルギー施設等で活用する際には、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律により許可申請の制度が既に設定されているため、当初から促進区域から除外するのではなく、転用許可等の手続の中で規制等が行われるべきと考える。

また、農林水産省では、営農型太陽光発電の取り組みを推進し、農業者の経営改善や荒廃農地の有効活用により脱酸素に取り組んでいるため、甲種農地を促進区域から除外するという設定は国の方針にも反する内容になると考える。

➡ 意見に対する道の考え方

意見を受けて案を修正して頂けた

促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における審議を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものであり、市町村においては、この基準に基づき、促進区域を設定することとなります。なお、**農用地区域内農地及び甲種農地の場合は、再エネ施設の設置のために農地転用をすることができないと農地法で定められていますが、営農型太陽光発電については、農地法施行規則及びガイドラインにより農地での取扱い(一時転用)が定められていることから、営農型太陽光発電施設を除く旨を追記します。**

5. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（素案に対する町の意見と道の考え方について）

道の「環境配慮基準（素案）」に対するせたな町意見と、道の考え方（意見への回答）は以下の通りです。

（6）海岸保全区域

➡ 提出意見

促進区域からの除外ではなく、考慮対象事項とすべきと考える。

➡ 理 由

海岸保全区域については、再生可能エネルギー施設等で活用する際の許可申請の制度が既に設定されているため、促進区域から除外するのではなく、転用許可等の手続の中で規制等が行われるべきと考える。

➡ 意見に対する道の考え方

意見を受けて案を修正して頂けた

促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、**海岸保全区域については、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。**

5. 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（素案に対する町の意見と道の考え方について）

道の「環境配慮基準（素案）」に対するせたな町意見と、道の考え方（意見への回答）は以下の通りです。

（7）全体への意見について

➡ 提出意見

従前の条例や規制において、区域の使用が許可制や手続で利用可能となる部分については基本的には除外区域とはせず、考慮対象事項にとどめるべきと考える。

➡ 理 由

上記の記載と重複する部分もあるが、今回の除外区域でできなくなるのは、あくまで促進事業であり、再エネ事業そのものが実施できなくなるものではないということは重々承知しているが、特に道内の約7割程度になる保安林等が除外区域と設定されることは、地域目線では、事業者と協議会で地域課題解決のための取組を行うことができる仕組みが活用できなくなるだけでなく、地域外に再エネエネルギーと利益が流出する、従来の再エネ事業が引き続き実施されるだけではないかと考える。

また、北海道により除外区域として公表するということは、そこで再エネ事業が実施できるとしても、その区域周辺の地域住民が元々再エネ反対派ではない方々であっても反対の意見を持つきっかけとなり、通常の再エネ事業の妨げにつながることで、国の方針や道のゼロカーボン北海道の実現に逆行するのではと考える。

➡ 意見に対する道の考え方

意見を受けて案を修正して頂けた

促進区域に含まれることが適切でないと認められる区域は、北海道環境審議会における答申を踏まえ、北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から策定したものです。なお、**保安林などについては、市町村が条例その他規定等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は、法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く旨を追記します。**また、**地域住民に誤解をあたえないよう、市町村が地域脱炭素化促進事業に関する促進区域を設定する際に適用するものであり、地域脱炭素化促進事業として行わない再生可能エネルギーに関する事業には適用されず、その事業を行う区域を規制するものではない旨を明記します。**